

平成19年2月1日

条例 第9号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあってはその月における報酬の総額のうちこれに相当する額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月18日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月6日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。